

定期報告書等の提出の電子手続きのお願い

令和3年4月28日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の各種手続きは、以下のWEBサイトを通じて、電子的に提出することが可能です。

・省エネ法・温対法電子報告システム：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

・e-Gov：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※「省エネ法・温対法電子報告システム」は複数の府省庁へ同時提出が可能、経産局での受理状況の確認が可能、などの利点があり便利です。

令和2年度においては多くの特定事業者の皆様が利用を開始され電子的に提出を頂いており、書面の準備や郵送の手配等の事務手続きが不要になり効率的になった、データの確認修正が容易になった、などのお声をいただいております。

ご利用頂いていない場合は、下記URLをご覧ください、初回の利用申請手続き（電子情報処理組織使用届出書の提出）の上、今年度からのご利用をお願い致します。

※届出から、ID、パスワードの発行まで1ヶ月程度かかりますので、早めの手続きをお願いします。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa01

なお、令和3年度の書類の提出等の期限は、次のとおりです。

●工場等に係る定期報告書等の提出期限

義務の内容	提出期限
エネルギー使用状況届出書の提出	5月31日(月)
エネルギー管理統括者の選解任の届出	8月2日(月)
エネルギー管理企画推進者の選解任の届出	8月2日(月)
エネルギー管理者の選解任の届出	8月2日(月)
エネルギー管理員の選解任の届出	8月2日(月)
中長期計画書の提出	8月2日(月)
定期報告書の提出	8月2日(月)

●荷主に係る定期報告書等の提出期限

義務の内容	提出期限
輸送量届出書の提出	4月30日(金)
中長期計画書の提出	6月30日(水)
定期報告書の提出	6月30日(水)